

姫路市まちなかウォークブル推進事業 補助金交付募集要項

募集期間

令和7年7月1日 ～ 令和8年1月30日

令和7年7月1日

姫路市 産業振興課

居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの創出

～ 住みたいまち、住み続けたいまちを目指して ～

「ウォーカブルなまちなか」とは

まちなかに出かける動機を創るとともに心地良い歩行環境を造ることにより、“ひと”と“ひと”との「偶然の出会い」と「つながり」を生み出す、歩いて楽しい魅力的なまちなかのことです。

姫路市は、ハード、ソフト両面で、まちなかを車中心から“ひと”中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなる、ウォーカブルなまちなかを創出し、住みたいまち、住み続けたいまちを目指しています。

そして、現在まちなかでは、大手前通りのほこみちをはじめ、駅前広場や道路、市有地等の公共空間が民間主体で活用され、イスや植栽の設置やマルシェ、キッチンカーの出店など新たに魅力的な目的地が生まれ、にぎわいの創出とエリア価値向上が図られています。

本事業では、さらにこの取組みを推進させるため、その必要経費について補助するものです。



01 対象事業

以下に示す対象区域において、下記(1)、(2)のどちらかを満たすものとします。

【対象区域】

令和7年3月14日認定「姫路市中心市街地活性化基本計画」に定める中心市街地の区域（通称：「まちなか」）

※エリアの詳細は「姫路市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱」及び別紙「対象区域図」をご確認ください。

【対象事業】

- (1) 必要な許認可を得て公共空間を活用し、にぎわいの創出と回遊性の向上を図り、まちなかのエリア価値向上を目指す事業
- (2) ウォーカブルを通じて、まちなかのエリアマネジメント運営に向けた仕組みづくりに関する事業

※ただし、下記のア～オのいずれかに該当するときは補助対象事業としない。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- イ 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- ウ 公序良俗に反する事業
- エ 国、県若しくは市又はこれらの公共団体の外郭団体が行う補助金その他財政的支援制度の対象となる事業
- オ その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める事業

02 補助対象者

まちなかにおいて、前頁「01 対象事業」に規定する補助対象事業を主体的に実施することができ、かつ、下記のア～エのいずれにも該当する方です。※法人格の有無は問いません。

ア 2以上の個人、事業者等で組織する団体であること。

イ 市内に在住し、又は活動拠点があること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体又は個人でないこと。

事業者等の具体例)

まちづくり会社、株式会社、有限会社、公益法人、事業協同組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意の実行委員会、協議会、有志により構成されるグループ等

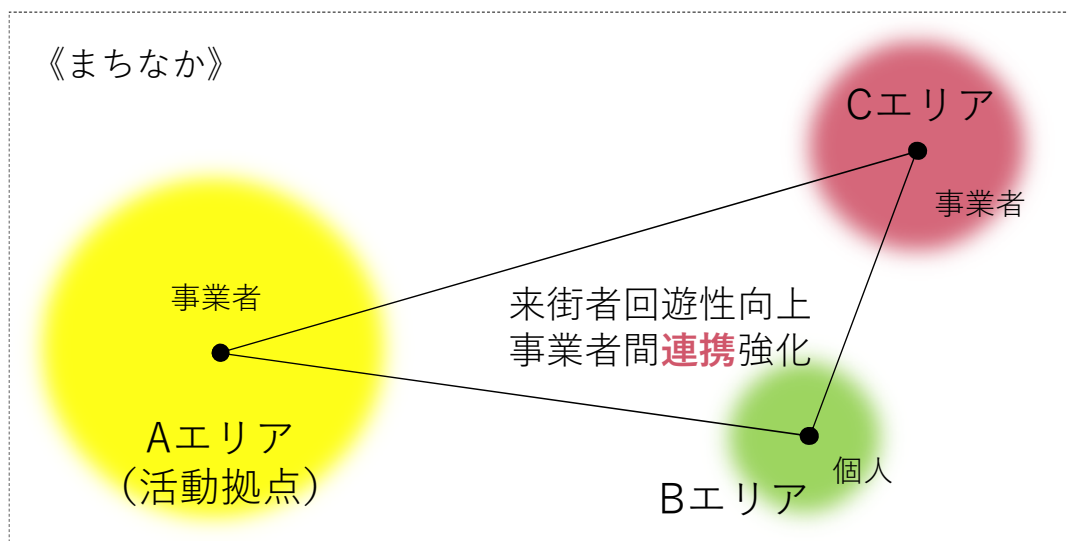
□補助対象者が「2以上の個人、事業者等で組織する団体であること。」の目的

イベントの同時開催やテーマの統一など“共通項”を作ることにより、まちなかの回遊性の向上と事業者間の連携強化を目的としています。

例)

- ・ イベントの同時開催
- ・ 同一テーマによる別日イベント開催
- ・ イベントチラシ等広報の一元化 など

例：3以上の個人、事業者等で組織する団体の場合



03 補助対象経費

(1) 補助率及び補助限度額

【補助率】 補助対象経費の1/2以内

【補助限度額】 50万円

(2) 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月31日（火曜日）まで

(3) 補助対象経費

- ① 広告宣伝費（ポスターデザイン費、製作費など）
- ② 装飾費（出店ブース設営費、会場の装飾費など）
- ③ 会場設営費（勉強会等実施における会場のレンタル料、交通規制等注意喚起看板製作、設置費など）
- ④ 使用料及び賃借料（什器、機器類のレンタル料、会場の使用料など）
- ⑤ 印刷製本費（チラシ・ポスター等の印刷費、材料など消耗品費の購入費）

※チラシ、ポスター等の印刷物には、「この事業は、令和7年度姫路市まちなかウォークブル推進事業補助金交付事業です。」の一文を必ず記載してください。看板や横断幕、ホームページ等も同様です。

- ⑥ 委託料（専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用）例）交通規制の警備など
- ⑦ 保険料（イベント開催などにおける傷害保険料、賃借物品にかかる賠償責任保険料など）
- ⑧ 報償費及び講師謝礼（講師・専門家への報償、謝礼）※団体構成員に対するものは対象外です。
- ⑨ その他事業に必要であると認められる経費（事前に相談してください。）

(4) 注意事項

姫路市補助金等交付規則及び姫路市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱を遵守してください。

※補助金の支払いは、原則として事業完了後となります。

04 応募方法

(1) 募集期間

令和7年7月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※平日9時00分から17時00分まで（ただし12時から13時を除く）

(2) 提出書類

下記書類を提出してください。

①事業計画書（様式第1号）

②事業収支予算書（様式第2号）

③応募者概要説明書及び名簿（様式第3号）

④誓約書（様式第4号）

※提出書類の様式は、姫路市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 姫路市産業振興課中心市街地活性化担当まで持参してください。※郵送不可

(4) 注意事項

①提出された書類は返却しません。また、提出に関する費用（資料作成費、通信運搬費、交通費等）は応募者の負担とします。

②応募書類に関する連絡先等の個人情報、適切に管理し、本事業以外の目的には使用しません。

05 審査

(1) 審査方法

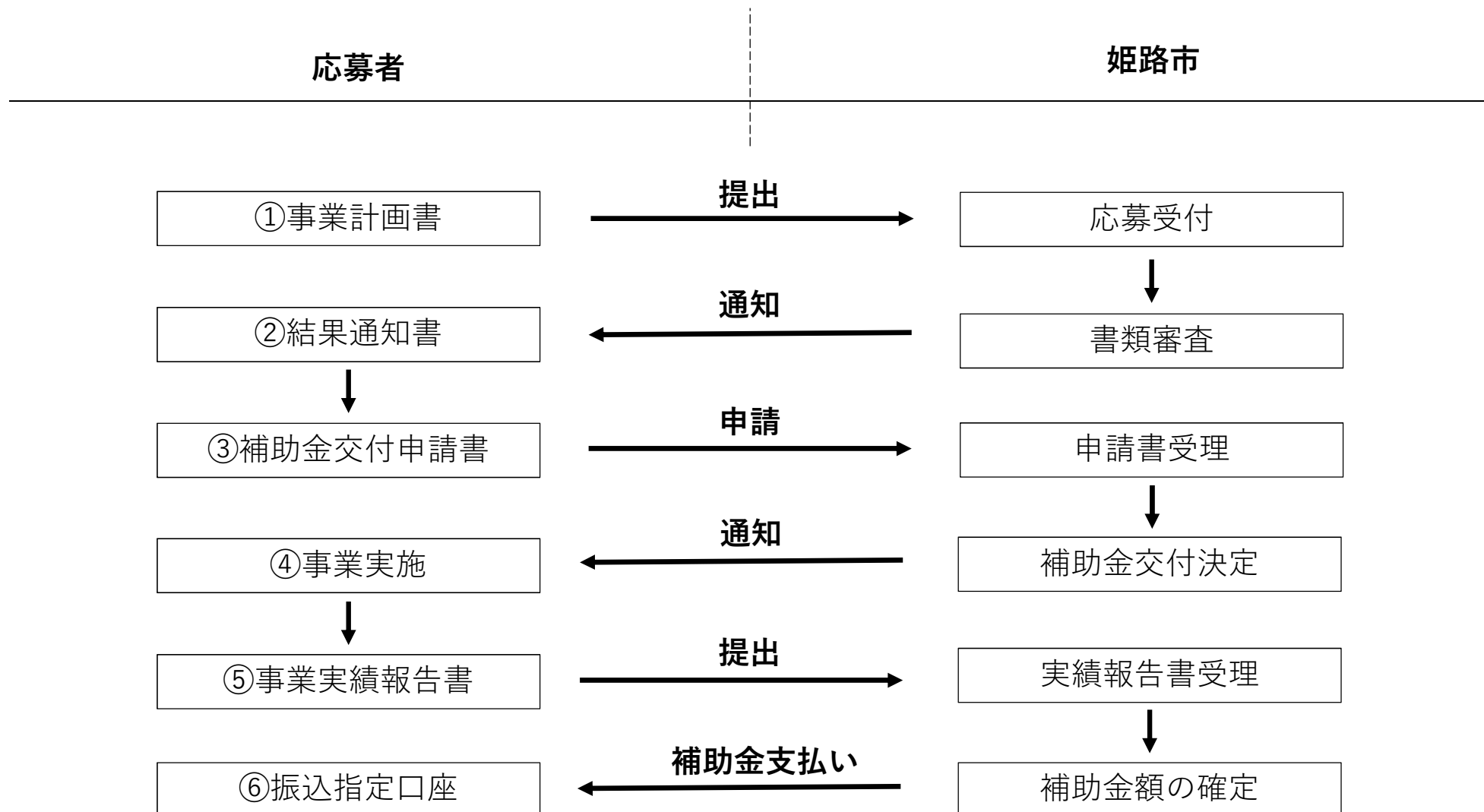
採択は、資格要件及び事業計画等の書類審査を経て、選定会議で以下の事業認定の基準により審査を行い決定します。また、必要に応じてヒアリングを行います。

結果については、書面で応募者に通知するとともに、認定事業については、姫路市ホームページで公表します。また、審査内容に関する問い合わせには、一切応じません。

(2) 事業認定の基準

項目	審査のポイント
事業の手法	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」に寄与する魅力的な事業か。
事業の効果	実施エリアの活性化に向けた効果が期待できるか。
事業者間連携	回遊性向上と事業者間の連携が図られているか。
事業計画の具体性	事業効果が最大限発揮できるような事業計画となっているか。
事業の独創性	他のエリアのモデルとなるような事業か。
事業計画の妥当性	実現可能な方法、予算で計画されているか。
継続性	効果が一過性ではなく、継続や発展が期待できるか。

07 応募から補助金支払いまでの流れ



08 問合せ先

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 中心市街地活性化担当

住所：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁 9階

電話：079-221-2597

メール：chushinkassei@city.himeji.lg.jp